

「地球規模の測地基準座標系(GGRF)」の強化にむけた国連の活動 続報  
Activities under the United Nations toward enhancement of Global Geodetic  
Reference Frame – follow-up report

#宮原伐折羅<sup>1</sup>

1: 国土地理院

Miyahara Basara<sup>1</sup>

1: Geospatial Information Authority of Japan

## はじめに

国連総会は、2015年2月、地球規模の測地基準座標系(Global Geodetic Reference Frame;GGRF)が社会、経済、科学に不可欠な基盤インフラであることを認めて、「持続可能な開発のための地球規模の測地基準座標系(Global Geodetic Reference Frame for Sustainable Development)」を決議した。この決議は、測地学の分野における地球規模の連携について重要性を認めたはじめての国連総会決議で、加盟国に対し、連携してGGRFの構築、維持を行うことを求めている。決議を受けて、持続可能なGGRFを構築、維持するため、国連地球規模の地理空間情報管理に関する専門家委員会(UN-GGIM)のもとに測地準委員会(Subcommittee on Geodesy)が設置され、活動を行っている。測地準委員会には、GGRFの構築と維持に向けて決議で示された5つの項目、測地インフラ、基準・標準、教育・訓練・能力開発、広報・アウトリーチ、ガバナンスに関して、各々作業部会が設置され、取り組みを進めている。測地インフラや能力開発の状況は、地域毎に異なり、課題もまた地域毎に異なることから、測地準委員会では、UN-GGIMの地域委員会、特に測地基準座標系に関する作業部会との連携を重点としている。国土地理院は、測地準委員会のメンバーで、さらにUN-GGIMのアジア太平洋地域委員会(UN-GGIM-AP)の測地作業部会の部会長であることから、同地域での測地の活動の促進を通じて、GGRFへの貢献を実施している。2019年9月に開催された第9回UN-GGIM会合では、測地準委員会が作成した、GGRFの維持に必要な適切なガバナンスに関するポジションペーパーについて議論が行われ、GGRFに関して国家間・関係者間の調整を行う機関として、測地準委員会が提案した、Global Geodetic Center of Excellenceの設立に向けて、今後も幅広く議論を継続することとなった。

## ガバナンス・ポジションペーパーの改定

持続可能なGGRFの構築、維持には、国家間、関係者間の調整を行う適切なガバナンスの仕組みが不可欠であることから、測地準委員会は、2018年の第8回UN-GGIM会合において、ガバナンス・ポジションペーパーを提出し、その中で、考えられうる仕組みとして、1)国連のもとでの多国間条約、2)運用調整機関の設立、3)その運用資金を扱うための信託基金の設立、を提案した。しかしながら、第8回会合の後に議論を継続する中で、測地準委員会のガバナンス作業部会は、各国が直面する測地インフラの劣化を受けてGGRFに関する適切なガバナンスの必要性が日々高まる状況を考慮すると、成立に長期間を要し、さらに運用調整機関の資金支援の仕組みが保障されない多国間条約は、危急の課題を解決するためには適切な仕組みでないと判断した。これを受けて、測地準委員会が第9回会合に提出した改

定ガバナンス・ポジションペーパーでは、前年に提案した国連多国間条約に代わって、GGRFの適切なガバナンスを短期、中期的に実現する運用調整の仕組みとして、UN-GGIMのもとにGlobal Geodetic Center of Excellence (GGCE)を設立することを提案した。

### **Global Geodetic Center of Excellence (GGCE)**

改定ガバナンス・ポジションペーパーでは、GGCEがまず果たすべき三つの柱として、地球規模での連携の強化 (Enhance global cooperation)、運用調整の提供 (Provide operational coordination)、技術支援と能力開発の提供 (Provide technical assistance and capacity building)を挙げており、GGCEを通じて、国家の地理空間情報機関の技術的な能力を強化すること、また、これらの機関がGGRFの維持・強化・アクセス・活用を可能とすることによって、GGRFの維持・改善を行うこととしている。また、GGCEがGGRFを運用する上でのハブとなることで、国連総会決議の実施能力を強化し、UN-GGIMと測地準委員会を支援するとともに、技術支援や能力開発を提供し、測地データのオープンな共有を促進することとしている。

### **今後の活動**

UN-GGIM第9回会合では、GGCEの設立を含む改定ガバナンス・ポジションペーパーは、20を大きく超える加盟国、関係機関の賛同を得た。これを受けて、UN-GGIMは、測地準委員会に、引き続き、GGCEの設立に向けて、議論を継続することを推奨した。GGCEをどのような機能、権限をもつどのような組織とするのが適切な形であるのか、今後も加盟国、UN-GGIM理事会、測地準委員会で議論を行うとともに、国際測地学協会 (IAG)、国際測量者連盟 (FIG)といったすでに活動している国際的な測地の関係機関との重複を避けるために幅広い議論を行い、広く合意の得られる形を作っていく必要がある。また、GGCEの運用を行うために必要な資金に関して、提供者を探していく必要がある。測地準委員会は、UN-GGIM第10回会合での報告に向けて、これらの議論を幅広く継続していくこととなっている。

国土地理院は、測地準委員会の正式メンバーとして、引き続き、GGCEの設立を含む、適切なGGRFのガバナンスの仕組みの検討など、測地準委員会の活動に貢献するとともに、測地能力開発のセミナー・ワークショップの開催など、アジア太平洋地域における測地の活動を主導していく。

### **参考文献**

国連総会決議： A global geodetic reference frame for sustainable development,

[http://ggim.un.org/documents/A\\_69\\_L53\\_E.pdf](http://ggim.un.org/documents/A_69_L53_E.pdf)

UN-GGIM第9回会合報告書 E/C.20/2020/7/Add.1： Global geodetic reference frame,

[http://ggim.un.org/meetings/GGIM-committee/9th-Session/documents/E\\_C.20\\_2020\\_7\\_GGRF.pdf](http://ggim.un.org/meetings/GGIM-committee/9th-Session/documents/E_C.20_2020_7_GGRF.pdf)

UN-GGIM第9回会合報告書 背景文書： A Position Paper of the UN-GGIM Subcommittee on Geodesy Working Group on Governance,

[http://ggim.un.org/meetings/GGIM-committee/9th-Session/documents/GGRF\\_Position\\_Paper2019\\_24July\\_web.pdf](http://ggim.un.org/meetings/GGIM-committee/9th-Session/documents/GGRF_Position_Paper2019_24July_web.pdf)

(all documents accessed 19 August 2019)